

2011年8月9日

内閣総理大臣 菅 直人 様  
農林水産大臣 鹿野 道彦 様  
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当) 細野 豪志 様

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン  
事務局長 佐藤 潤一

## 生鮮水産物の流通にあたり 放射能汚染の数値と漁獲海域の表示を求める要請書

牛肉からの放射性セシウムの検出など、福島第一原子力発電所の事故による食品への放射能汚染が拡大しています。放射能汚染が懸念されるまま広く流通されている食料品は、もちろん牛肉に限らず、特に日本の食卓に欠かせない魚介類においては、産地表示もまともに行われていないだけでなく、トレーサビリティ制度も十分に確立されていません。つまり、消費者にとって購入の際に安全性を判断する選択基準がない状態で、牛肉の大規模な放射能汚染と同様ことが魚介類にも起こり得るのではないかと、多くの市民が不安を抱えた日々を過ごしています。

つきましては、日本の消費者が内部被曝からのリスクを回避でき、また被災地の漁業復興が確実に進むよう、以下を要請します。

### 記

- 流通される魚介類を購入する消費者の安全性を確保するために、魚介類のモニタリングと流通規制の強化を行うこと
- 魚介類の商品情報表示について、商品の表示ラベルに、放射能汚染の数値と漁獲海域の表示を義務化すること

### 要請理由

1. 福島県漁協連合会が7月27日に、刺し網漁の試験操業の8月中の開始を決定しました。また通常、福島県や茨城県では、9月から底引き網漁も解禁となります。もしも汚染地で漁獲された魚介類が広く流通してしまえば、現状のモニタリングおよび流通規制では、魚介類商品を購入する消費者の安全性を確保できません。
2. JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準によれば、国産の生鮮水産物の原産地表示については「生産した水域の名称」(水域名)の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。たとえばもし三陸や常磐の沿岸で獲られた魚が西日本や日本海側の港で水揚げされれば、商品ラベルにはその水揚げ漁港が表示されることとなります。また加工品や刺身盛り合わせなどの商品には、水揚げ港の表示すらされていないものも多くあります。これでは消費者にとっては、この商品が実際にどこの海で獲られたものなのかを、購入の際に知ることはできません。
3. 消費者の魚介類購入先はスーパーマーケットが大半を占めているにもかかわらず、国内大手スーパーの商品棚には依然として、農林水産省が発表する「水産物の放射性物質調査」の調査対象になっていないものや、対象になっていても調査結果の公表日がかなり前のものが多くみられます。これでは、商品棚に並ぶ商品の安全性が確保されているとは言えません。
4. 商品が政府の定める暫定規制値以下のものだとしても、たとえばセシウム汚染が0ベクレルか499ベクレルかでは大きな違いです。放射性物質においては、ここまでなら摂取しても絶対に問題ないという内部被曝の許容量はなく、摂取量を可能な限り低く抑える必要があります。安全性を基準に商品を選択できる情報が消費者に提供されていない現状では、安心して購入することができません。

以上